

存じですか?

成年後見制度



成年後見制度

◆身寄りがいないから、もっと高齢になって認知症になったときのこと心配

◆銀行で父の入院費用を代わりに行こうとしたら、銀行から「後見人」になってと言われた

成年後見制度とは、判断能力が不十分なために、財産を狙われたり、人間としての尊厳が損なわれたりすることがないように、法律面や生活面で支援を行う制度です。



成年後見制度には、任意後見と法定後見の2つの制度があります。

(1) 任意後見

将来、判断能力が衰えたときに備えて、「誰に何を頼みたいのか」などをあらかじめ決めておく制度です。公証人役場で公正証書を作成して、任意後見人となる人と任意後見契約を締結しておきます。

判断能力が衰えたときに、家庭裁判所に「任意後見監督人」選任の申立てをして、監督人が選ばれると任意後見人の活動が開始します。

(2) 法定後見

認知症や知的障害・精神障害によって判断能力が不十分な人を、法律的に支援する制度です。財産管理や介護サービスの利用契約、施設、病院の入退所契約等を、本人の福祉や生活に配慮しながら、本人に代わって家庭裁判所に選任された後見人等が行います。

また、悪徳商法等による被害を防ぐため、法定後見人には取消権が与えられ、本人が行った不必要な契約を取り消すこともできます。

申立て書類がそろったら、本人の住所地を管轄する家庭裁判所に申立てをします。家庭裁判所の調査官が申立人や本人、後見人等候補者と面接し、必要に応じて鑑定・照会を行い、審判が確定されます。また、法務局に登録されると後見人等の活動が開始されます。

○ 成年後見制度の利用支援

判断能力が不十分な高齢者(65歳以上)、知的障害者または精神障害者で「親族がいない」「親族の協力が得られない」などの理由により、成年後見制度を申立てする人がいない方を支援します。

支援内容

◆ 町長が家庭裁判所に対し、後見等開始の申立てを行います。

◆ 申立てに係る費用を町が負担します。(ただし、本人の所得状況により費用の一部または全額を負担していただく場合があります。)

○ お問い合わせ

◆ 健康福祉課

高齢者支援G・社会福祉G

☎(84)00006 (直通)

◆ 地域包括支援センター

☎(84)0765

道の駅「ごか」おかげ開業8周年を迎えました



道の駅「ごか」は、平成17年4月23日のオープン以来、今年で9年目を迎えます。平成24年度利用者は、約85万人となる見込みです。お米をはじめ、安心安全な新鮮野菜を提供することで、多くのお客様に喜んでいただくことができました。

また、地域食材を利用したメニューを提供するレストランや五霞のオリジナル商品(ローズポーク焼シウマイ・ローズポーク春巻き等)も新商品を開発し、好評を得ています。

今後もお客様に喜ばれる道の駅を目指してまいります。

開業8周年イベント

4月20日(土)21日(日)

当日は、五霞中学校吹奏楽部による演奏会や、よさこいソーラン踊り、お楽しみ大抽選会など、様々な催しをご用意しています。

また、お子様に大人気の「ふわふわトランポリン」も登場しますので、ぜひご家族揃ってご来場ください。



○ お問い合わせ

(株)五霞まちづくり

交流センター

(道の駅ごか)

☎(84)1000